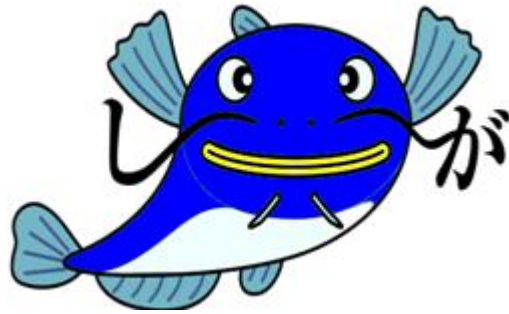


公益社団法人 滋賀県臨床検査技師会

(理事及び監事の報酬等及び費用に関する規程)



平成 24 年 4 月 1 日施行
平成 29 年 6 月 9 日一部改定

理事及び監事の報酬等及び費用に関する規程

平成 24 年 4 月 1 日施行

平成 29 年 6 月 9 日一部改定

第 1 章 総 則

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益社団法人滋賀県臨床検査技師会（以下当法人）の定款第 27 条の規定に基づき、役員報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

第 2 章 報酬等

(報酬等の支給)

第3条 当法人の理事及び監事は、無報酬とする。

2. 役員には、賞与及び退職慰労金は支給しない。

第 3 章 費 用

第4条 当法人は、役員がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

2. 諸費用については、公務旅費に関する別表 1 の通りとする。

第 4 章 雑 則

(公 表)

第5条 当法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 20 条第 1 項に定める報酬等の支給の基準に準じて公表するものとする。

(改 廃)

第6条 この規程において、第 3 条を改める場合は総会の決議を、その他の条分を改める場合は理事会の決議を経て行う。

(補 足)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

1. この規程は、公益社団法人滋賀県臨床検査技師会の設立の登記の日から施行する。
2. この規程は平成 29 年 6 月 9 日総会承認後一部改定した。

公務旅費に関する別表 1

区 分	支 給 額
旅 費 有料道路等 交通料金 宿 泊 料 車 賃 (タクシー等) 日 当 (日臨技に準じる)	運賃実費 (100 km以上特急など指定席利用可) 実費 (要領収書 又は 利用証明) 1 泊 12,000 円以内の実費 (要領収書) ※ 都市部は考慮あり (要事前申請) 実費 (要 領収書) 1 日 3,000 円 半日 1,500 円”